

寒川町みどりの基本計画の一部改定及び 茅ヶ崎都市計画緑地の変更等について(報告)

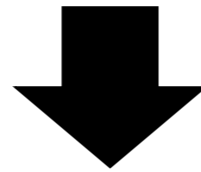
令和8年度 第1回寒川町都市計画審議会

令和8年6月29日

本報告の目的（都市計画変更に関する事項）について

緑地から公園への位置付け変更（都市計画変更）に向けた検討を進めていく前段として、あらかじめ町民の方のご質問等を伺うため、「都市計画説明会の開催」並びに「素案の閲覧の実施」を検討している。

※概要は令和7年度第1回寒川町都市計画審議会の「6.その他」で報告



今回は「本内容で説明会の開催及び素案の閲覧の実施をする」という任意の取組みに関する事前報告のため「書面」にて報告させていただき、今後は「町の素案」及び「町民の方のご質問等」を含む内容について、法的な手続きに入る前に「対面」にてご質問等を伺いたい。

1 検討概要について

1 検討概要について

2 寒川町みどりの基本計画の一部改定について

3 茅ヶ崎都市計画緑地の変更等について

4 都市計画素案について

5 都市計画説明会等の開催について

1 検討概要について

今回の検討概要

寒川町みどりの基本計画

- 組織の見直しによる所管課変更
- 新たな公園整備完了による文言削除
- その他施策内容等(緑化基金等)の見直し
- 都市計画緑地に関する方針の変更

都市計画緑地及び都市計画公園

- 第5号相模川一之宮緑地の廃止
- 3・3・12号相模川一之宮公園の追加

2 寒川町みどりの基本計画の一部改定について

1 検討概要について

2 寒川町みどりの基本計画の一部改定について

3 茅ヶ崎都市計画緑地の変更等について

4 都市計画素案について

5 都市計画説明会等の開催について

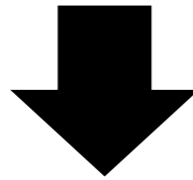
2 寒川町みどりの基本計画の一部改定について

変更内容① 「組織の見直しによる所管課変更」

55施策のうち…

40施策は都市みどり担当(現:都市整備課)が所管している

施策 NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
保1-2-1	開発や都市施設等の整備の際のミティゲーションの検討	都市計画課		●	●
保1-2-2	ホテル復活プロジェクトの推進	都市計画課 環境課	●	●	●



担当課の変更が必要！

※「都市計画課」から「都市整備課」へ変更

基本方針	施策の方向	No	みどりの施策		
「みどりの保全」 みんなで作る水とみどりの共生都市	1:水辺を主軸とした町のみどりの育ちを守ります	河川のみどりの保全	○河川のみどりの保全と活用	保1-1-1 河川のみどりの維持・保全	
		生物多様性の保全	○多自然川づくりの推進	保1-1-2 河川のみどりの活用	
			○水辺環境の維持管理と推進	保1-1-3 河川のみどりの活用による河川沿道の緑化の推進	
		2:残された希少な樹林地のみどりを守ります	農地の保全・活用	○自然環境保全地域の指定の継続	保1-1-4 河川沿道の緑化の推進
				○保存樹林の指定の継続	保1-1-5 河川沿道の緑化の推進
			3:農のみどりを守ります	○小さな樹林地の保全	保1-1-6 水辺環境の維持管理の推進
	○緑地保全のための基金の有効活用及び財源の確保			保1-2-1 河川沿道の緑化の推進	
	「みどりの創出」 小さなみどりをむすび大きなみどりに育てるまち	4:暮らしに身近な日常のみどりを創出します	まちの緑化	○駅前及び公共施設の緑化の推進	創1-1-1 みどりの創出の推進
				○道路やインターチェンジ周辺の緑化	創1-1-2 緑化の推進
				○公園の整備	創1-1-3 緑化の推進
		5:東川町の顔にみどりを創出します	環境共生都市の形成	○環境に配慮したまちづくりの推進	創2-1-1 東川町の顔にみどりを創出
				○開発時における緑化指導	創2-1-2 東川町の顔にみどりを創出
○緑地の創出				創2-1-3 東川町の顔にみどりを創出	
「みどりの整備」 身近なみどりにふれあうまちを創出	7:町の特徴となる公園を整備します	公園の適度な維持管理の推進	○多様な主体による維持管理の推進	整1-1-1 町の特徴となる公園を整備	
			○身近な公園の整備	整1-1-2 町の特徴となる公園を整備	
			○大規模な公園の整備	整1-1-3 町の特徴となる公園を整備	
	8:身近なみどりにふれあうまちを整備します	安全・安心のためのみどりの整備	○安全・安心のためのみどりの整備	整2-1-1 身近なみどりにふれあうまちを整備	
			○水とみどりを結ぶ緑道の整備	整2-1-2 身近なみどりにふれあうまちを整備	
			○安全・安心のためのみどりの整備	整2-1-3 身近なみどりにふれあうまちを整備	
「みどりの継承」 みどりの基本計画を継承	10:水とみどり文化を醸成します	水とみどり文化の醸成	○みどりの情報発信	継1-1-1 水とみどり文化を醸成	
			○水とみどりのイベントの充実	継1-1-2 水とみどり文化を醸成	
			○みどりのイベントの充実	継1-1-3 水とみどり文化を醸成	
			○みどりの基本計画の推進	継1-1-4 水とみどり文化を醸成	

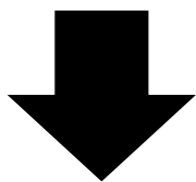
2 寒川町みどりの基本計画の一部改定について

変更内容② 「新たな公園整備完了による文言削除」

田端西地区土地区画整理事業の換地処分公告に伴い、**新たな公園が提供された**

※2040年の目標水準に含まれる主な都市公園

都市公園 ツインシティ倉見地区や田端西地区のまちづくりによる公園、第4号相模川田端緑地及び第5号相模川一之宮緑地を想定

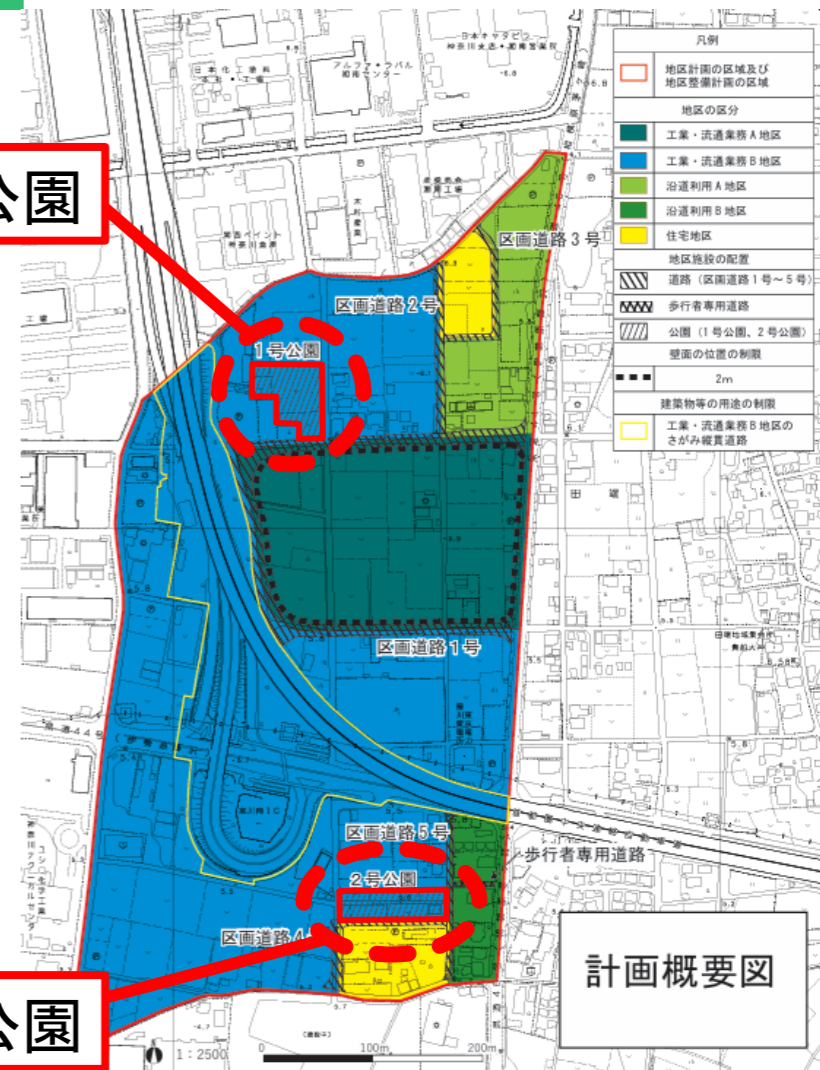


文言の削除が必要！

※「田端西地区のまちづくりによる公園」を削除

山伏塚公園

神の倉公園



※田端西地区地区計画(計画書)より

2 寒川町みどりの基本計画の一部改定について

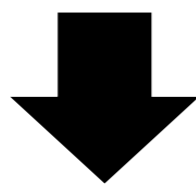
変更内容③ 「その他施策内容等の見直し」

計画策定当時から現在までの期間において、
変更している施策がある

施策NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
保2-3-1	緑化基金の有効活用	都市計画課	●	●	●
保2-3-2	寄贈緑地受入体制の構築	都市計画課			●

○緑地保全のための基金の有効活用及び財源の確保

・緑地の保存や緑化の推進の財源として本町では緑化基金を有しており、有効な活用による緑地の保全及び緑化の推進を図ります。また、寄贈緑地の受け入れ体制の整備を構築します。



施策の修正等が必要！

※「緑化基金」から「まちづくり基金」へ変更

令和5年10月31日に緑化基金を
廃止し、まちづくり基金に統合

現在は、まちづくり基金を活用し
て緑化を推進している

2 寒川町みどりの基本計画の一部改定について

変更内容④ 「都市計画緑地に関する方針の変更」

第5号相模川一之宮緑地

現 状：「都市緑地」として整備
方針案：「近隣公園」として整備
(基幹公園)

第4号相模川田端緑地

現 状：「都市緑地」として整備
方針案：緑地として整備しない

配置等を再考する上での参考指針

- ・ 住民一人当たりの都市公園の敷地面積
- ・ 都市公園の配置及び規模
- ・ 上位計画及び関連計画との整合
などを考慮

(参考) 第4号相模川田端緑地の今後の方針案

- ・ 整備しない方針の位置付け (町みどりの基本計画の一部改定)
- ・ 緑地廃止に関する位置付け (町都市マスタープランの改定を検討)
- ・ **都市計画変更の手続き** (都市計画緑地の廃止を検討)

2 寒川町みどりの基本計画の一部改定について

このタイミングにおける一部改定理由

理由1：未整備である緑地の整備方針を検討していた

- ・ 主な未整備の緑地①：第4号相模川田端緑地 → 未整備とし確保目標から除く
- ・ 主な未整備の緑地②：第5号相模川一之宮緑地 → 基幹公園に位置付けを変更

理由2：公園として整備することが確定した

- ・ (仮称)相模川一之宮公園整備に関する基本計画で公園整備の方針を決定した
- ・ 令和8年4月20日に事業者と契約を締結し、公園整備が確定した

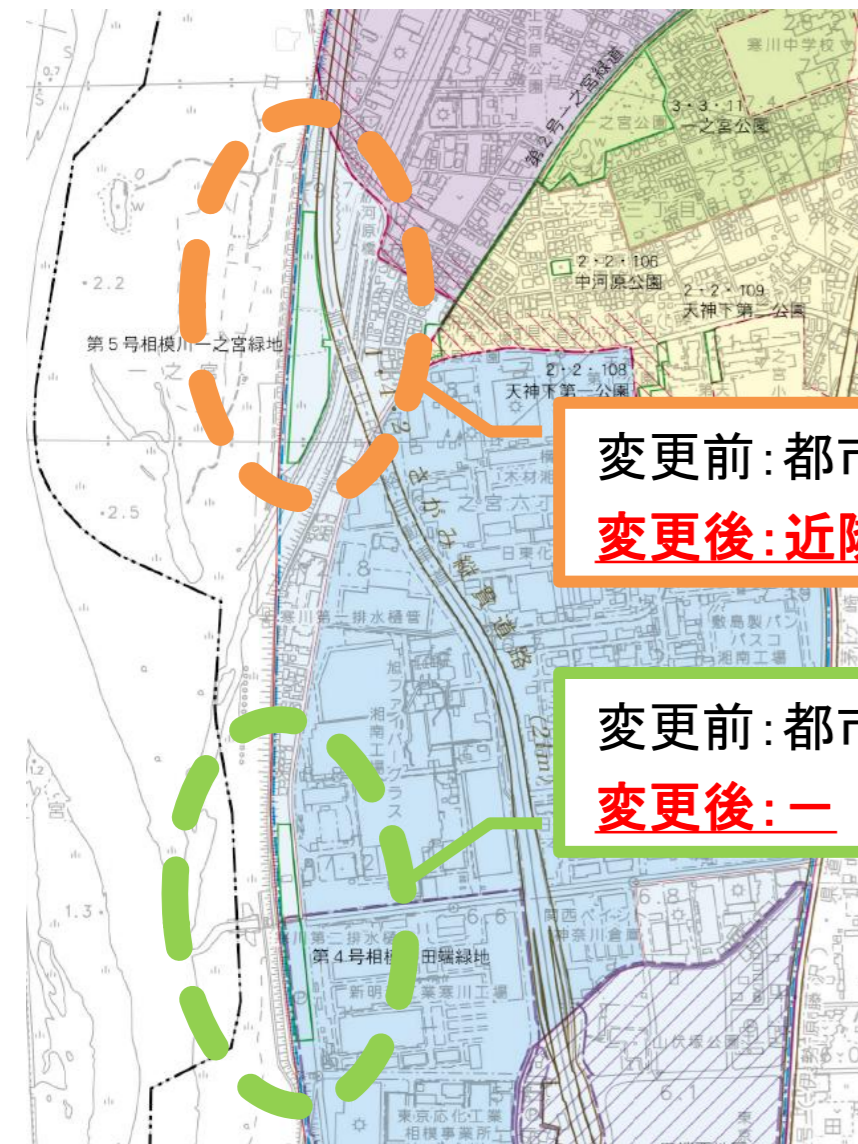
理由3：概略設計が固まった

- ・ (仮称)寒川町ストリートスポーツパークの概略設計及び
(仮称)相模川一之宮公園の全体整備方針が事業者より示された

2 寒川町みどりの基本計画の一部改定について

今回の変更に関する整理

※総量としては0.73ha増加



変更前: 都市緑地 約1.1ha
 変更後: 近隣公園 約2.5ha

変更前: 都市緑地 約0.67ha
 変更後: —

【将来目標値】	変更後	
都市緑地	4箇所	0.48ha
近隣公園 (基幹公園)	1箇所	2.5ha
合計	5箇所	2.98ha



【将来目標値】	変更前		今回の変更		変更後	
都市緑地	6箇所	2.25ha	-2箇所	-1.77ha	4箇所	0.48ha
近隣公園 (基幹公園)	0箇所	0.00ha	+1箇所	+2.5ha	1箇所	2.5ha
合計	6箇所	2.25ha	-1箇所	+0.73ha	5箇所	2.98ha

2 寒川町みどりの基本計画の一部改定について

目標年次における目標水準

※()内は令和3年4月時点の目標値

緑地の確保目標水準

緑地の確保目標量	市街化区域面積に対する割合	都市計画区域に対する割合
令和2年度 現在	おおむね48.6ha 6.7%	おおむね379.1ha 28.2%
令和22年度	おおむね53.3ha 7.2% (おおむね52.5ha 7.1%)	おおむね380.8ha 28.4% (おおむね380.1ha 28.3%)

都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

年次		令和2年 (2020年)	令和22年 (2040年)
都市計画区域人口 1人当たりの 目標水準	都市公園	3.91m ² /人	5.04m ² /人 (4.89m ² /人)
	都市公園等	11.80m ² /人	13.45m ² /人 (13.30m ² /人)

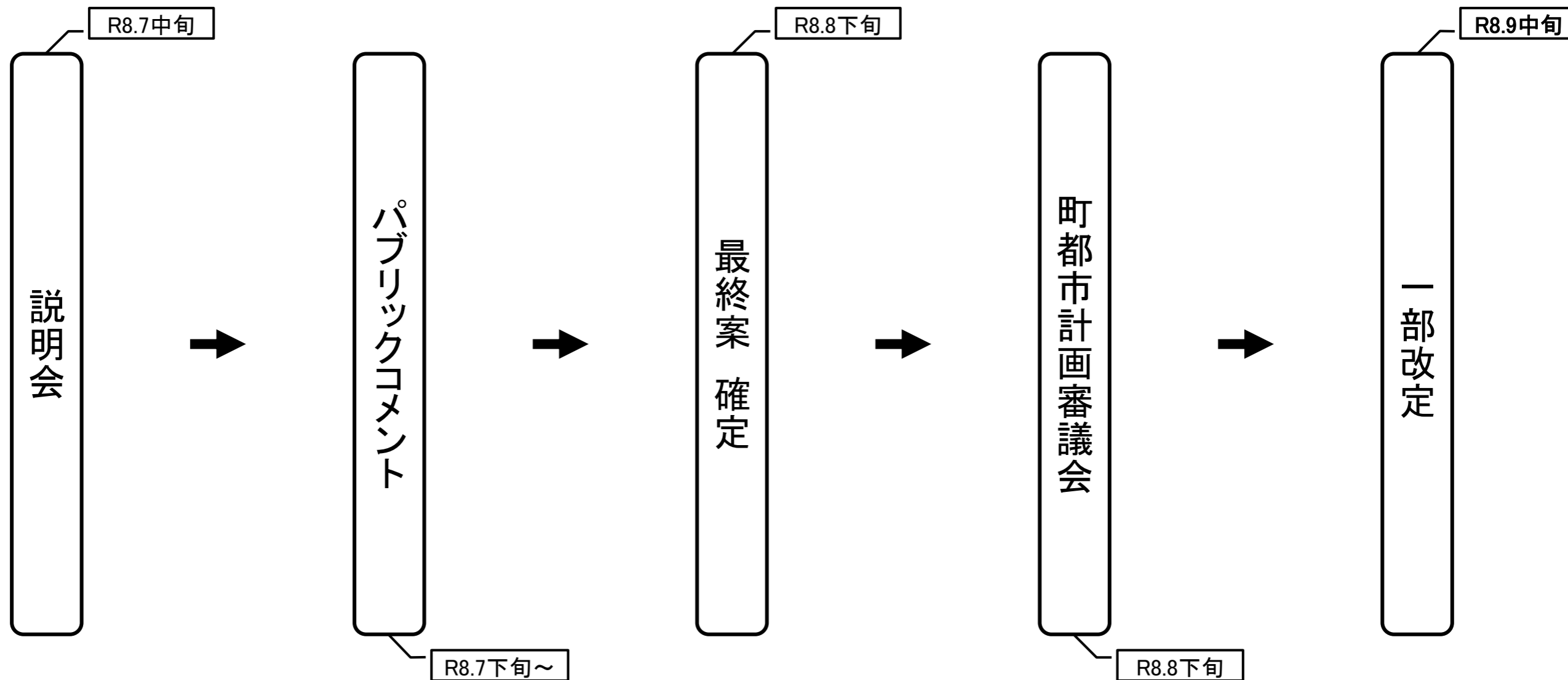
人口の値は
変更せずに計算

- ・将来市街地人口:41千人
- ・都市計画区域人口:45千人

2 寒川町みどりの基本計画の一部改定について

みどりの基本計画の一部改定に係る手続きの流れ

※今後変更する可能性有



3 茅ヶ崎都市計画緑地の変更等について

1 検討概要について

2 寒川町みどりの基本計画の一部改定について

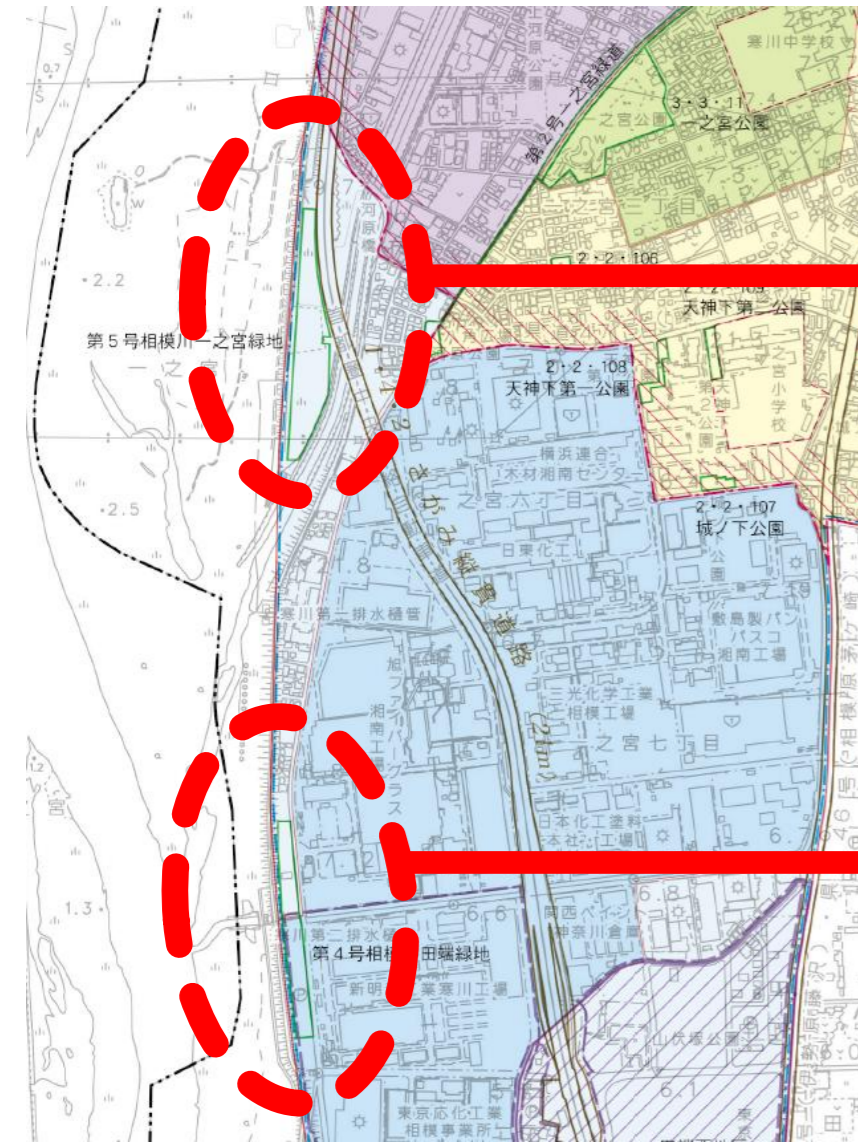
3 茅ヶ崎都市計画緑地の変更等について

4 都市計画素案について

5 都市計画説明会等の開催について

3 茅ヶ崎都市計画緑地の変更等について

都市計画変更の概要



寒川町みどりの基本計画

都市緑地として整備
→近隣公園として整備

茅ヶ崎都市計画緑地等

都市計画緑地
→都市計画公園に変更

寒川町みどりの基本計画

都市緑地として整備
→整備しない方針

茅ヶ崎都市計画緑地等

都市計画緑地
→今後廃止を検討する

※上位計画(都市マス)改定後

3 茅ヶ崎都市計画緑地の変更等について

当初決定理由と変更案

※現時点では仮称

第5号相模川一之宮緑地の廃止

年月日：平成11年8月3日

種別：緑地

面積：約1.1ha

決定権：寒川町

目的：

本計画緑地は、寒川町の西部、相模川左岸に位置し、相模川の川面や自然環境、富士山、大山、丹沢山塊等の良好な自然景観があり西への眺望が広がっている。また、相模川沿いに広域的に整備される自転車専用道等の「さがみグリーンライン計画」の拠点として位置付けされており、休息地や自然観察の場として供する計画である。そこで、これらの良好な自然環境や自然景観と一体的に整備及び保全を図るために本案のとおり追加するものである。

廃止

3・3・12号相模川一之宮公園の追加

年月日：町都市計画審議会へ付議以降

種別：近隣公園

面積：約2.5ha

決定権：寒川町

目的：

地方創生及びさがみグリーンライン利用者や町民の満足度向上に向けた取り組みとして、広い世代の方々が集い、活気があふれる空間を目指し、「ストリートスポーツパーク」を含む「にぎわいの公園」に関する機能及び自然の景観を楽しむことや、園内の休憩スペースなどで憩うことなどができる「交流・憩い関連施設」を含む「やすらぎの公園」に関する機能が両立する公園として整備するため、第5号相模川一之宮緑地を廃止し、3・3・12号相模川一之宮公園を追加する都市計画の変更を行うものです。

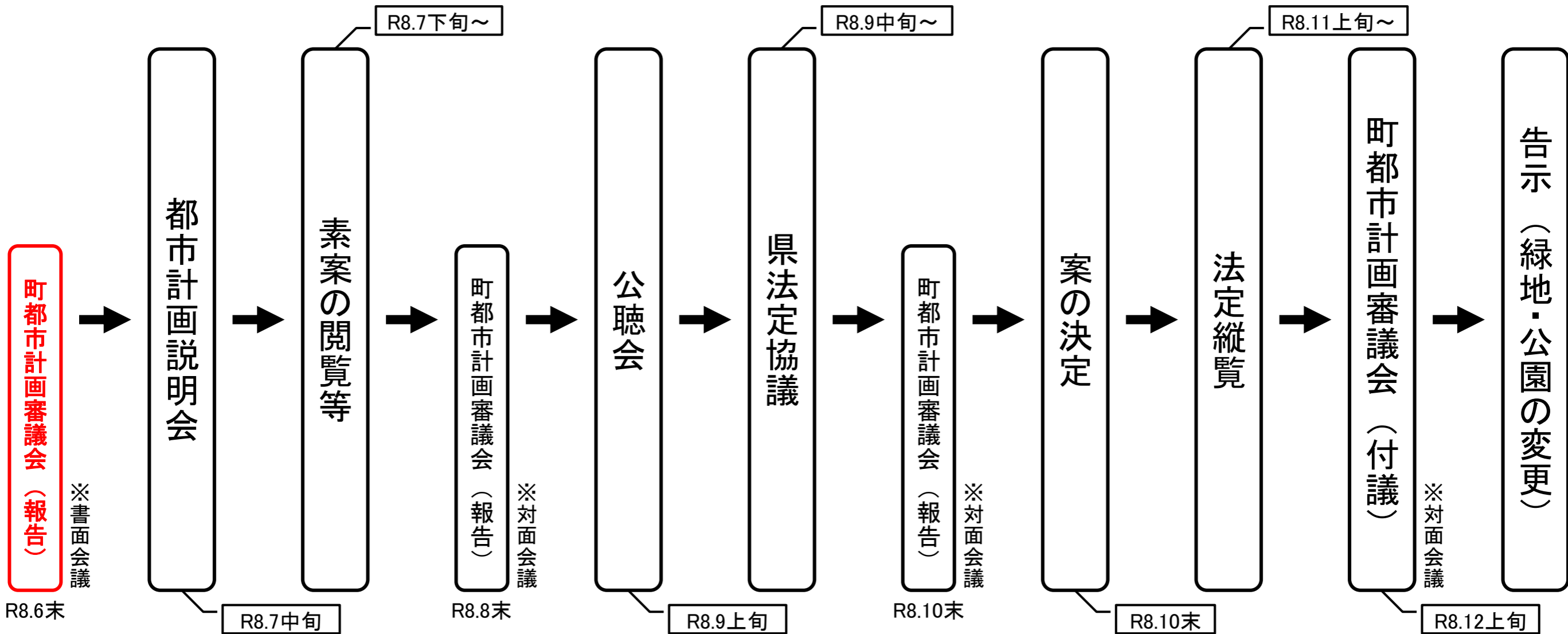
→ 当初決定した理由も含まれている。

追加

3 茅ヶ崎都市計画緑地の変更等について

都市計画変更に係る手続きの流れ

※今後変更する可能性有



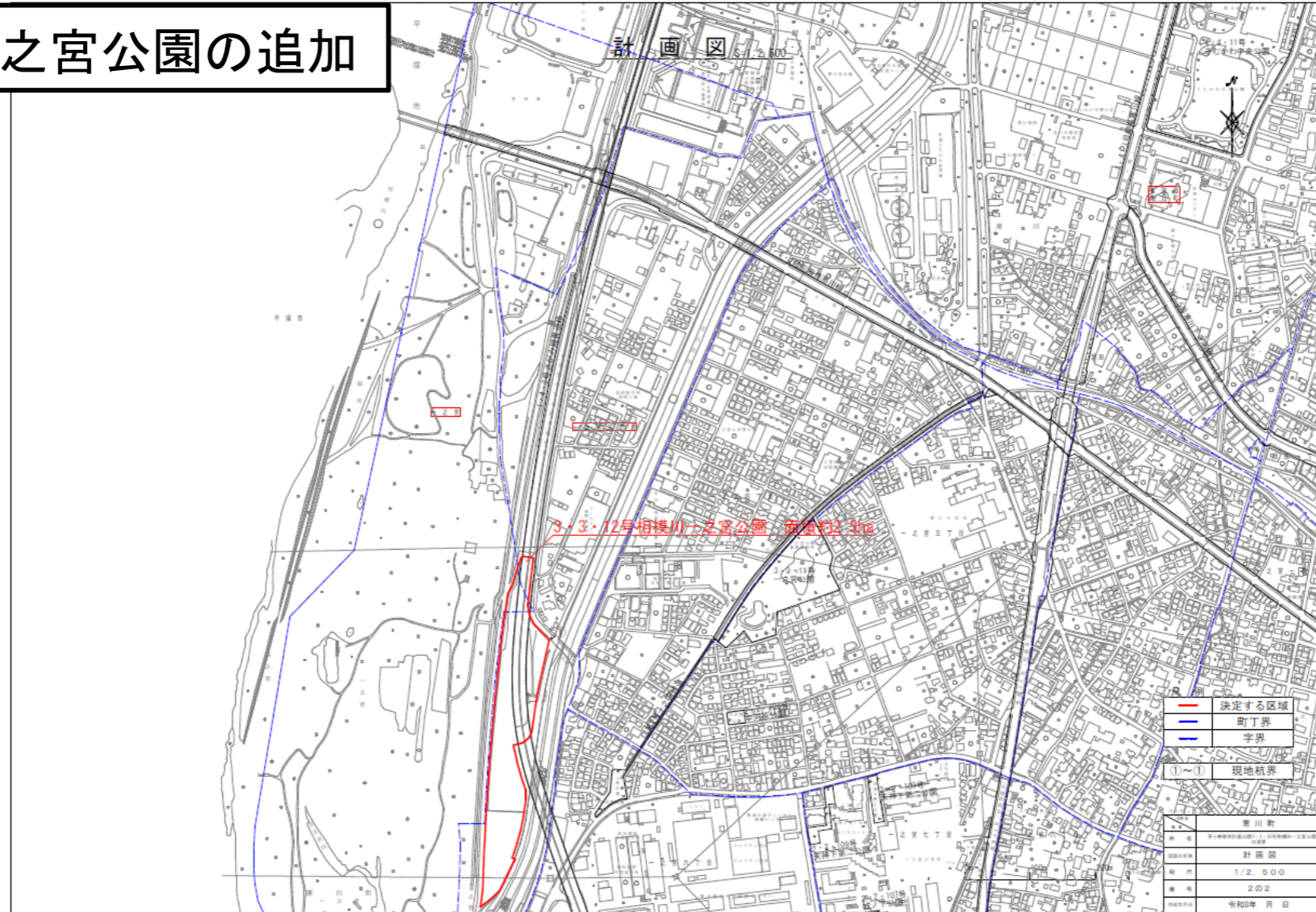
4 都市計画素案について

- 1 検討概要について
- 2 寒川町みどりの基本計画の一部改定について
- 3 茅ヶ崎都市計画緑地の変更等について
- 4 都市計画素案について**
- 5 都市計画説明会等の開催について

4 都市計画素案について

計画図 (素案)

3・3・12号相模川一之宮公園の追加



4 都市計画素案について

計画書（素案）

第5号相模川一之宮緑地の廃止

茅ヶ崎都市計画緑地の変更（寒川町決定）

都市計画緑地中第5号相模川一之宮緑地を廃止する。

理由
別添理由書のとおり

3・3・12号相模川一之宮公園の追加

茅ヶ崎都市計画公園の変更（寒川町決定）

都市計画公園に3・3・12号相模川一之宮公園を次のように追加する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
近隣公園	3・3・12	相模川一之宮公園	高座郡寒川町一之宮及び一之宮五丁目	約2.5ha	

「区域は計画図表示のとおり」

理由
別添理由書のとおり

5 都市計画説明会等の開催について

- 1 検討概要について
- 2 寒川町みどりの基本計画の一部改定について
- 3 茅ヶ崎都市計画緑地の変更等について
- 4 都市計画素案について
- 5 都市計画説明会等の開催について**

5 都市計画説明会等の開催について

都市計画説明会の開催

寒川町みどりの基本計画・都市計画変更に係る説明会

内容	日時等	開催場所
寒川町みどりの基本計画・ 都市計画変更に係る 素案説明会 ※両日とも同じ内容となります。	令和8年7月16日(木) 午後7時～	役場東分庁舎 2階 第1・第2会議室
	令和8年7月18日(土) 午前10時～	役場東分庁舎 2階 第1・第2会議室

※町広報、HP、SNSプッシュ通知等でお知らせ予定